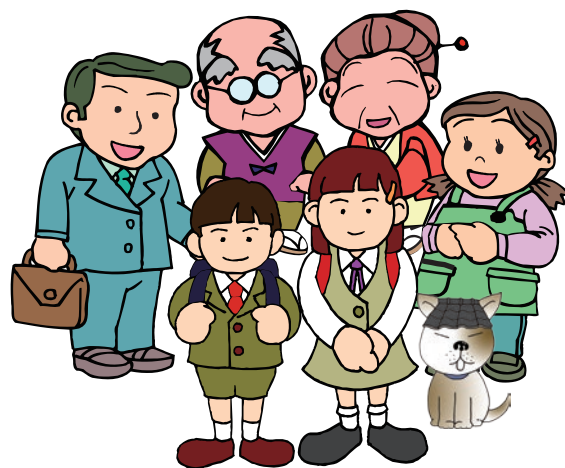
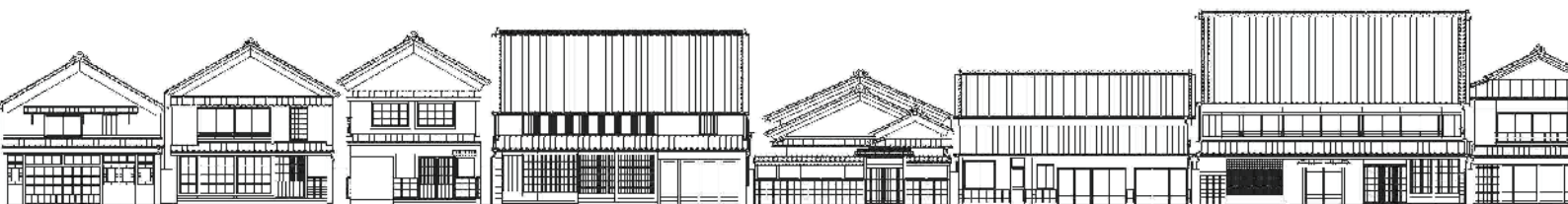


足助 伝建ガイドライン



伝建ガイドライン作成委員会



はじめに

足助の町並みは、住民の熱意と努力によって守られ、平成23年6月に重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定されました。現在、住民と行政が一体となって、歴史的町並みを活かしながらまちづくりが進んでいます。

伝建制度がスタートし、生活環境の整備や町家の修理・修景が着実に進みつつありますが、まだまだ足助の町並みを守るための基準や補助制度について、住民の皆様に周知しきれていない現状があります。

そこで、平成24年7月にまちづくり部会、伝統的建造物群保存地区制度推進部会、足助町並み景観相談会の委員により構成される「伝建ガイドライン作成委員会」を発足し、住民と行政が共働で足助らしい町並み保存について議論を重ねてまいりました。

この冊子は足助らしい町家とはどのようなものか、また、増改築や新築を計画される場合の手順はどのようにすれば良いか、ということを知りやすくまとめたものです。

本書が足助の町並みの住まいづくりの手引書として広く皆様にご活用いただければ幸いです。

平成25年3月 伝建ガイドライン作成委員会



目次

- P 1 はじめに
- P 2 町並み保存の基本的な考え方
- P 3 町並みの特徴・建物の特徴
- P 7 伝建ビフォーアフター「足助家の夢」
- P 8 足助家では・家族会議での意見
- P 9 まず文化財課足助分室に相談しましょう
- P11 リフォームの計画をたてる前に
- P12 事業のスケジュール
- P13 調査・計画
- P14 設計
- P15 足助家のリフォームプラン
- P16 工事・監理
- P17 足助家の夢かなう
- P18 修理・修景・許可基準
- P19 補助制度
- P20 資料



町並み保存の基本的な考え方

町並み保存の基本的な考え方は、伝統的建造物群保存地区内の建物などについては、通り、足助川沿い、周囲の山などから見える部分の景観について特に配慮することとなっています。

具体的には町並みを保全するため、修理基準による伝統的建造物の修理と修景・許可基準によるその他の建造物などの修景に努めることです。また、修理・修景事業による建物の整備とともに住民の生活環境を改善したり、空き家等の活用を図り、若者や高齢者が住みやすい、生活感のあるまちづくりを行っていきます。

伝統的な建造物にあわせ軒のラインをそろえましょう

通りや川などから通常見えないところは住みやすく使いましょう



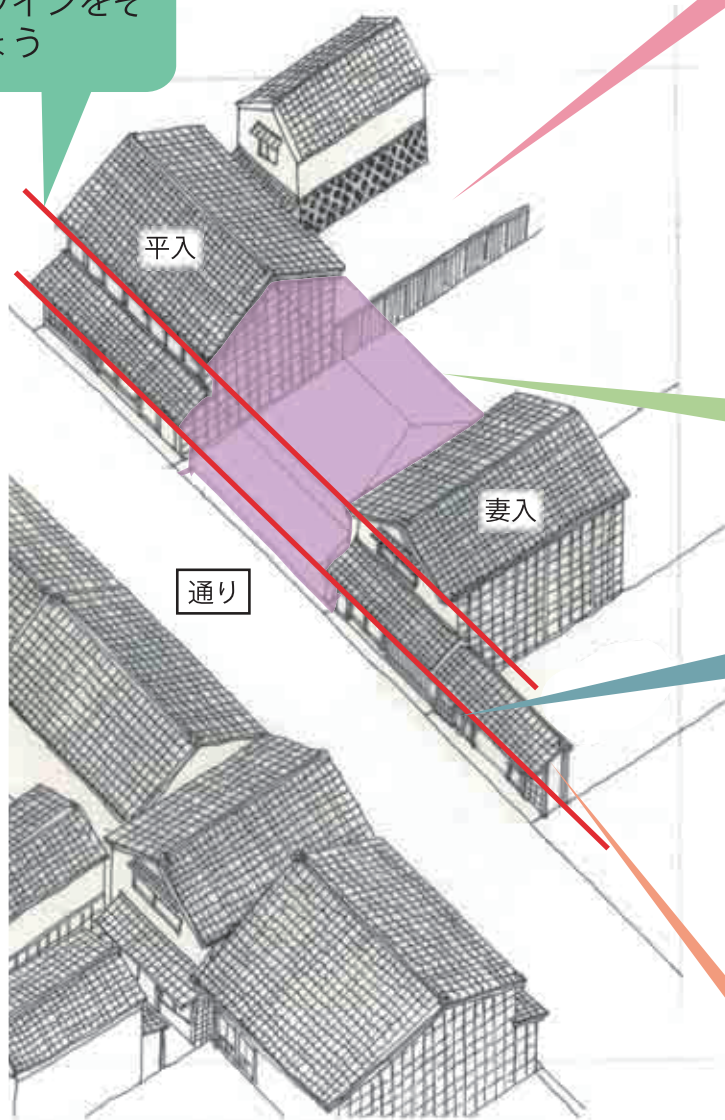
増改築は可能です

周囲と調和した建物をつくりましょう

伝統的な素材を使いましょう

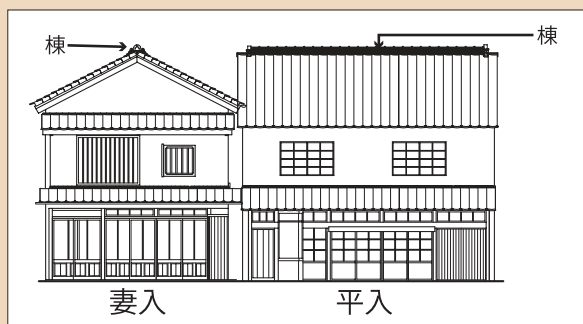
いぶし瓦、木製建具、土壁、板壁……

空き地になっているところは門塀で隠し、町並みを整えましょう



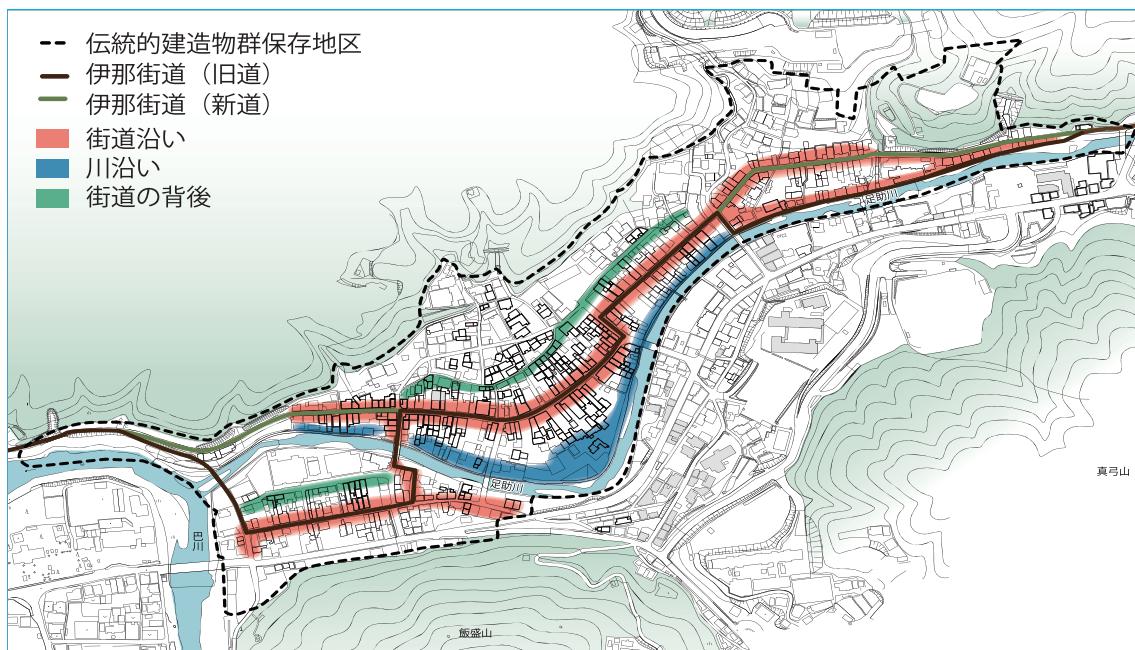
用語解説

- ◆平入とは
通りに対して建物の屋根の棟が平行なものをいいます。
- ◆妻入とは
通りに対して建物の屋根の棟が垂直なものをいいます。



町並みの特徴

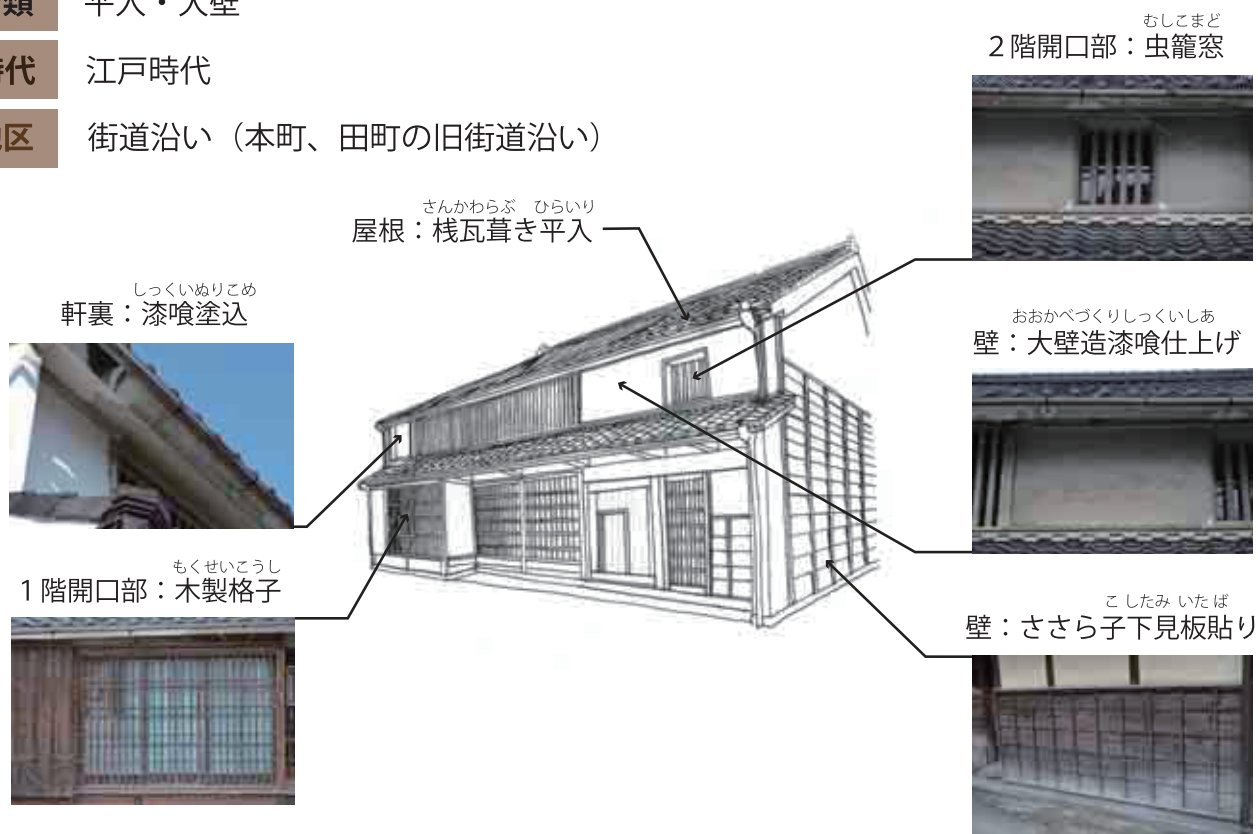
足助の町並みは、3つのエリアで特徴が異なります。伊那街道沿いは、重厚な町家が建ち並び意匠の意識が高い格子や建具が使われ、足助川沿いや伊那街道の背後は、居住の建物が多く比較的シンプルな意匠といえます。したがって、足助の特徴的景観を作っている伊那街道沿いは、最も景観を重視するエリアといえます。



街道沿いの建物の特徴

庇屋根以下は木部をあらわし、2階の壁面と軒裏を漆喰で塗込めているのが特徴です。

分類	平入・大壁
時代	江戸時代
地区	街道沿い（本町、田町の旧街道沿い）



1階の庇屋根以下は木部をあらわし、2階の壁面と軒裏を漆喰で塗込めています。霧除が2階にも付くのも特徴です。

分類 妻入・大壁

時代 江戸時代

地区 街道沿い（本町、田町の旧街道沿い）

かいきりよけ さんかわらぶ
2階霧除：棧瓦葺き

さんかわらぶ つまいり
屋根：棧瓦葺き妻入

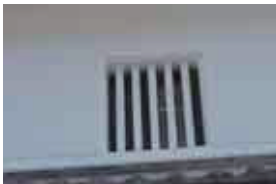
しっくいぬりこめ
軒裏：漆喰塗込



もくせいだてぐ
2階開口部：木製建具



むしこまど
2階開口部：虫籠窓



もくせいだてぐ
1階開口部：木製建具



1階開口部には格子、2階開口部は木製手摺が付いているのが特徴です。

分類 平入・真壁・高欄付

時代 江戸時代～明治期

地区 街道沿い（西町、新町、本町、田町）

そでかべ
2階壁面：袖壁



さんかわらぶ ひら入り
屋根：棧瓦葺き平入

もくせいですり
2階底上：木製手摺



もくせいあまど とばこ
2階開口部：木製雨戸・戸箱



もくせいひきちがいど
玄関：木製引違戸



もくせいこうし
1階開口部：木製格子



用語解説

◆大壁と真壁の違いとは
壁に囲われて柱が見えないものを大壁といい、柱が見えるものを真壁といいます。

川沿いの建物の特徴

川岸に石垣を築き、石垣から川にせり出すように座敷などが建てられ、2階開口部には手摺が付いているのが特徴です。

分類 真壁（川沿い座敷）

時代 明治～大正期

地区 足助川沿い

さんかわらぶ
屋根：棧瓦葺き



ひさし
2階開口部：庇



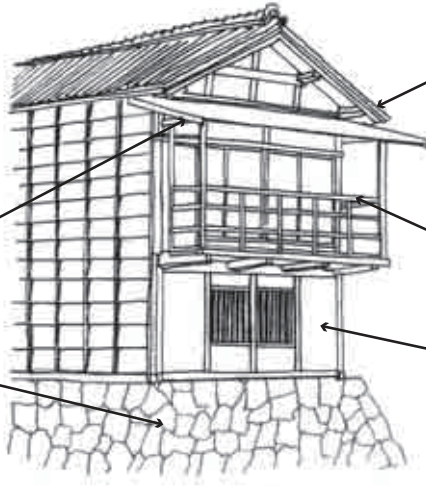
もくせいすり
2階開口部：木製手摺



ようへき いしづ
擁壁：石積み



しんかべづくりしつくいしあ
壁：真壁造漆喰仕上げ



街道の背後の建物の特徴

街道沿いとは違い開口部が少なく、シンプルな意匠が特徴です。

分類 真壁（街道の背後）

時代 江戸時代～明治期

地区 街道以外の通り沿い

もくせいこうし
2階開口部：木製格子



おおかべしつくいしあ
壁：大壁漆喰仕上げ



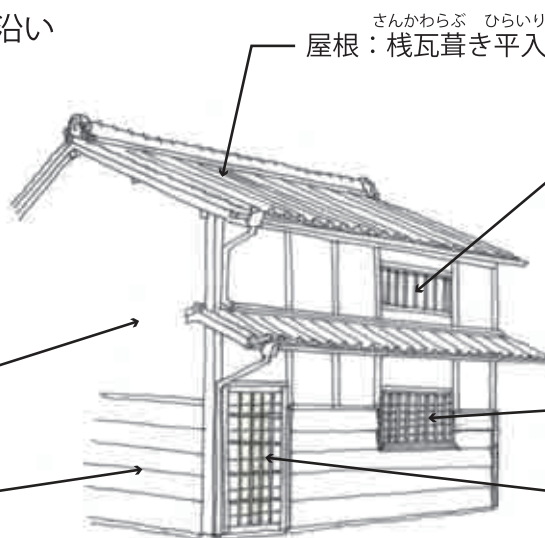
もくせいこうし
1階開口部：木製格子



したみ いたば
壁：下見板貼り



もくせいいたてぐ
出入口：木製建具



全域にみられる建物の特徴

柱や軒裏以外の正面は漆喰仕上げをしているのが特徴です。

分類 真壁

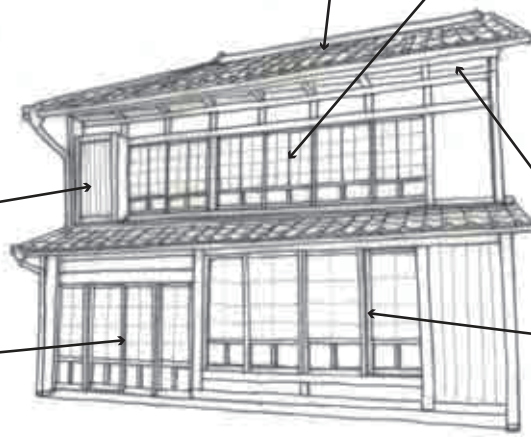
時代 明治期以降

地区 全域

2階開口部：木製雨戸・戸箱
もくせいあまど とぼこ



屋根：栈瓦葺き平入
さんかわらぶ ひらいり



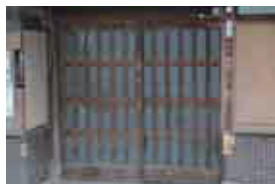
2階開口部：木製建具
もくせいたてぐ



軒裏：軒裏あらわし
のきうら



玄関：木製引違戸
もくせいひきちがいど



1階開口部：木製建具
もくせいたてぐ



外壁については、腰壁がささら子下見板貼りやなまこ壁で、2階は漆喰で仕上げています。2階開口部は瓦屋根庇が付くのが特徴です。

分類 土蔵

時代 江戸時代以降

地区 通り沿い以外

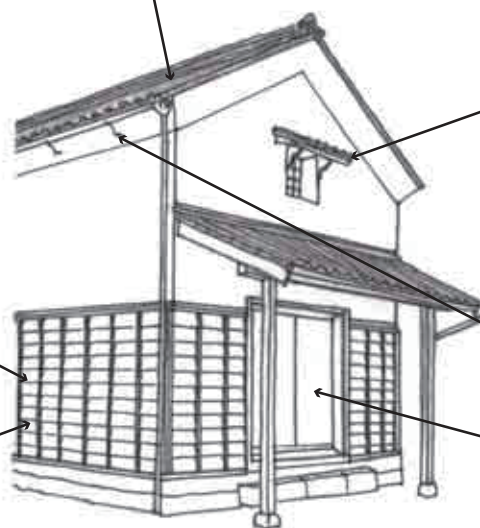
壁：ささら子下見板貼り
こしたみいたば



壁：なまこ壁
かべ



屋根：栈瓦葺き妻入
さんかわらぶ つまいり



2階霧除：栈瓦葺き
かいきりよけさんかわらぶ



軒先：樋受け金具
というかなぐ



土蔵扉：漆喰仕上げ
しっくいしあ



伝建ビフォーアフター「足助家の夢」

足助家は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された、豊田市足助伝統的建造物群保存地区の中にある築100年以上たっている家で、現在はおじいさんとおばあさんが2人で暮らしています。これから始まる足助家の夢と現実ストーリーをみなさまにもご覧いただきましょう。

お父さんとお母さんの夢

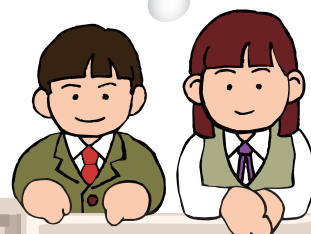
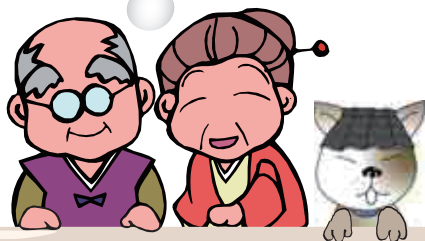
2人とも足助育ちで足助が大好きなので、足助まつりが楽しみ。今は豊田市の市街地に住んでいるが、将来は今の古い家を建て替えて足助に戻って住みたいし、子どもにも足助の良さを伝えたい。

おじいさんとおばあさんの夢

足助の町並みは日本一だと思っている。将来は息子や孫と一緒に住み、この先祖から引き継いでいる家に住んでもらえるようにしたい。

ぼくとわたしの夢

今、僕たちは豊田市の市街地の小学校に通っているけど、中学校はおじいさんとおばあさんのいる足助の学校に通いたい。



用語解説

- ◆重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）とは
伝統的建造物を中心とした地区全体の歴史的環境を保存するため、市町村によって地区指定されたものの中から国にとって特に価値が高いと判断された地区のことをいいます。令和6年3月現在、全国で127地区が選定されています。
- ◆伝統的建造物とは
江戸時代から概ね昭和30年までに造られた建物で、歴史的な価値があると判断された建物のうち、建物の所有者から同意を得られたものをいいます。

足助家では

足助家では、孫の中学校入学をきっかけにして市街地に住んでいた息子家族が足助に戻ってきて同居することになりました。

おじいさんとおばあさんは、跡継ぎが戻ってきてうれしい反面、家のことを考えるといろいろな課題があり、不安もあります。

そこで、この機会に今の家をどうするか家族で話し合うことになりました。

家族会議での意見



結局、家族会議ではまとまらなかったなので、足助支所の中にある文化財課足助分室に相談することになりました。

文化財課足助分室 TEL 0565-62-0609

まず文化財課足助分室に相談しましょう

そこで、足助家は家族みんなで文化財課足助分室に相談に行きました。



お父さんの質問

今の家（伝統的建造物）を壊して新築することはできますか。



答え

伝統的建造物は、足助の町並みの中でも文化財としての価値の高い、重要な建物なので、壊さずに修理してください。

伝統的建造物には、修理基準という規制（P18 参照）がかかりますが、補助制度（P19 参照）を活用していただくこともできます。



おじいさんの質問

子どものころの家の面影は残すことはできますか。



答え

車庫や窓は外観に影響してきます。外観は規制の対象になりますので、修理・修景・許可基準に合うように整備してください。

修理・修景基準に合う場合は、補助制度を活用していただくこともできます。



お父さんの質問

家の中に車庫を作ることができますか。



お母さんの質問

家の中が明るく日当たりの良い大きな窓の家にできますか。



補助制度を活用しなければ何でもやっていいわけではないんだね。



おじいさんの質問

傾いた家を直すことはできますか。



答え

建物の構造部分や耐震の工事を行うことはできます。また防火対策のための火災報知設備などを設置することもできます。

どちらも伝統的建造物の場合は、補助制度を活用していただくこともできます。



おばあさんの質問

耐震性能の高い安心して暮らせる家にできますか。





おばあさんの質問

家の中の段差を少なくしたり、階段や廊下に手摺をつけることはできますか。



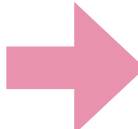
お母さんの質問

照明をいまどきのおしゃれなものを付けたり、おしゃれなシステムキッチンを入れることはできますか。



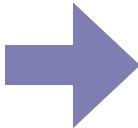
わたしの質問

広い家を仕切って自分だけの部屋にすることはできますか。



ぼくの質問

離れのトイレにいかないで済むように家の中にトイレができますか。



答え

建物の中の工事は、補助制度の対象にはなりませんが、規制の対象にもなりませんので、伝統的建造物でも住みやすいようにリフォームできます。



伝建制度や補助制度など、わからないことや困った時は文化財課に相談するといいね。

用語解説



◆修理基準とは

伝統的建造物の外観を保存あるいは建てられた当時の姿に戻す場合に適用される基準をさします。本来の伝統的特徴を留めている伝統的建造物は、現状維持のための改修を行い、留めていないものは、過去の改修などの工事の痕跡や資料、あるいは伝建地区内にある同様の建物の伝統的形式を参考として改修を行うことを基本とします。

◆許可基準とは

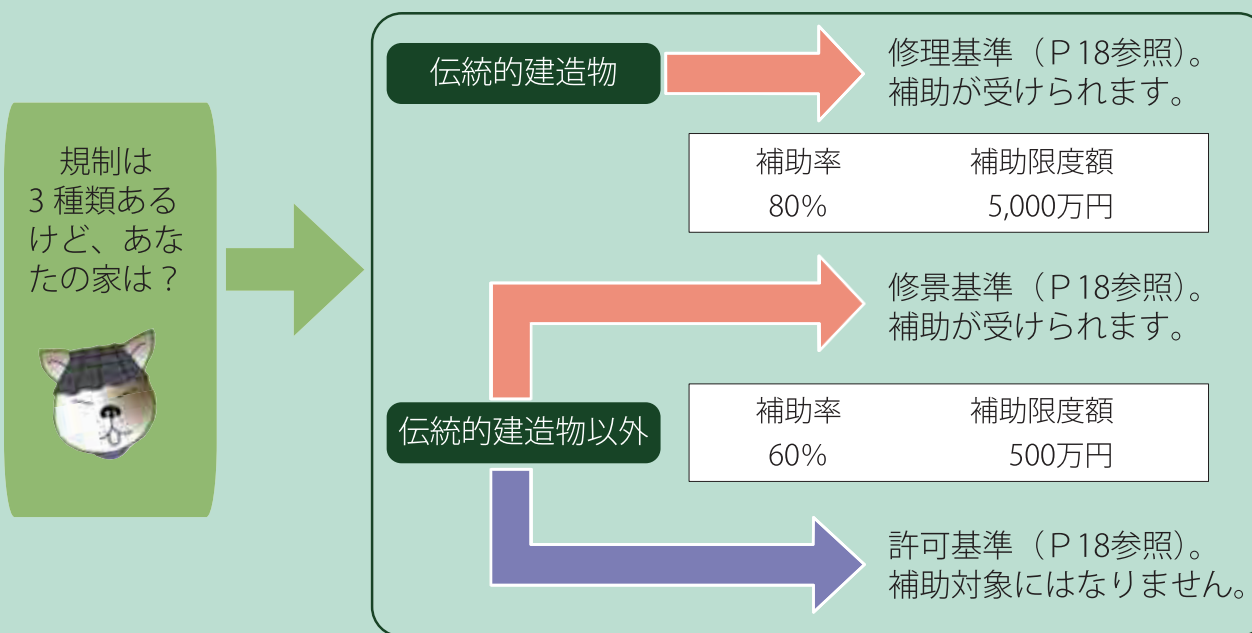
伝建地区内の伝統的建造物以外の建物が対象で、外観に関わる増改築・新築などを行う時に最低限守らなければならない基準をいいます。

◆修景基準とは

伝統的建造物以外の建造物で許可基準を守ったうえで、伝統的工法を用いた工事を行うなど、より積極的に足助の町並みを守っていただく場合に適用される基準をさします。修景とは足助の伝統的な特徴に合せて増改築や新築を行う工事をいいます。

リフォームの計画をたてる前に

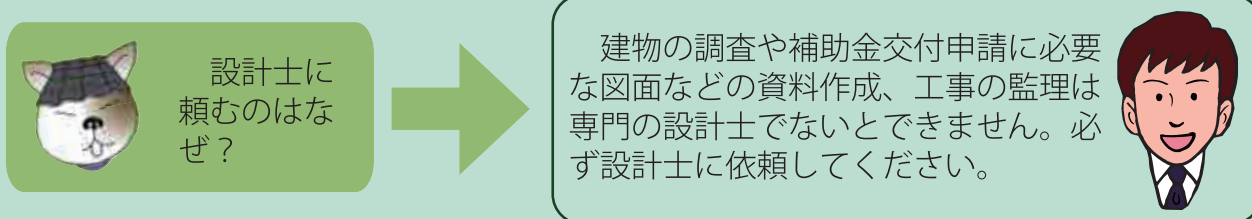
該当する規制を確認してください。



補助制度については、必ず注意事項（P 19参照）を確認してください。

補助を受ける場合

設計士を決めてください。



- ・どの設計士に頼んでいいかわからない場合は、足助商工会に相談してください。（無料）
- ・契約は翌年度の補助金交付決定通知が出てから行ってください。

ポイント

家を新築するときやリフォームするときには、文化財課足助分室に確認してください。

- ・伝建制度の規制のこと
- ・補助制度のことや補助事業の実施年度のこと
- ・足助の町並みのこと



事業のスケジュール

時期	補助を受ける場合	事業内容	補助を受けない場合（随時）
	—文化財課に相談— まず、相談してください。	調査 (P 13)	—文化財課に相談— まず、相談してください。
2月	—意思決定— 事業を実施するか決めてください。		
3月	—補助事業の事前申請— 伝建かわら版でお知らせします。		
5月	—文化財課と協議— 修理・修景の方針、工事の内容、予算などを確認します。	計画 (P 13)	
6月	—補助事業の優先順位決定— 伝建審議会を経て決定します。 最終決定		
9月	足助町並み景観相談会に相談	設計 (P 14)	足助町並み景観相談会に相談
10月	現状変更行為許可申請提出・許可決定 —補助金交付申請提出— 実際に工事で行う内容で提出してください。		現状変更行為許可申請提出・許可決定
翌年 4月	補助金交付決定 設計監理契約		
5月	工事発注 —変更のあるとき— 足助町並み景観相談会に相談 補助金交付変更等承認申請提出 現状変更行為変更許可申請提出・許可決定	工事・監理 (P 16)	工事発注 —変更のあるとき— 足助町並み景観相談会に相談 現状変更行為変更許可申請提出・許可決定
9月・ 11月	補助金交付変更等決定		
2月	工事完了 現状変更行為完了届出書		工事完了 現状変更行為完了届出書
3月	完了報告書 補助金交付額確定通知書 補助金交付		

調査

計画・設計を行うために必要な調査を行います。

調査の準備

調査の前に昔の建物がわかるものや歴史に関する資料を探してください。

〔昔の写真（人が写っていてもOK）、図面、絵図、棟札など。〕

調査の実施

修理の場合

建物の歴史調査（建物の痕跡、資料、聞き取りなど）を行ってください。
土台、柱、小屋組などを調べ、建物が改造されているかを調べてください。

修理以外の場合

周囲の建物や以前この場所に建っていた建物などの調査を行ってください。

計画の前に行うこと

- ・建物の所有者と使用者が異なる場合は、事前に所有者に承諾を得ておいてください。
- ・建物と土地の所有者が異なる場合は、事前に土地の所有者と調整しておいてください。
- ・資金計画について整理しておいてください。
- ・工事期間中の仮住まいについても検討してください。

計画

どのように建物を修理・新築・増改築するかの方針を決定します。

基本設計を行うときは、次のことに配慮してください。

建物の外観・構造等

- ・町並み保存の基本的な考え方（P2 参照）
- ・町並みの特徴（P3 参照）
- ・建物の特徴（P3 ～ P6 を参照）

居住者の状況等

- ・居住形態（店舗、住居など）
- ・生活状況（家族構成など）

修理の場合

- ・痕跡調査に基づき、もともと建てられたときの建物の状況を把握します。
- ・住む人の居住状況や生活状況をふまえ、修理の方針、修理内容を検討し、復原方法を計画します。
- ・現状で復原できない部分がある場合は、将来的に復原できる工法を採用します。

復原する建物を把握するのはなぜ？

復原する建物を把握することによって、改変されていても将来どのように復原すれば良いかがわかり、現在の生活様式にあわせた修理を行うことができるからです。

用語解説

◆棟札とは

家屋を建てたり修理したときに、施主や施工者の名前や施工した年を書いた細い板で、棟上式のときに棟木などへ取り付けられています。

◆復原とは

特定の時代（もともと建てられたとき）の建物の状態に戻すことをいいます。

設計

計画に基づいて、具体的な設計を行い、工事に必要な手続きを行います。

足助町並み景観相談会

- ・工事を行う場合は、事前に町並み景観について相談・協議をしていただきます。
詳しいことは、足助支所地域振興担当（TEL 0565-62-0601）で確認してください。

現状変更行為許可申請

- ・伝統的建造物群保存地区内で修理・修景事業等を行う場合に必要の手続きです。
- ・足助町並み景観相談会で承認されてから申請してください。

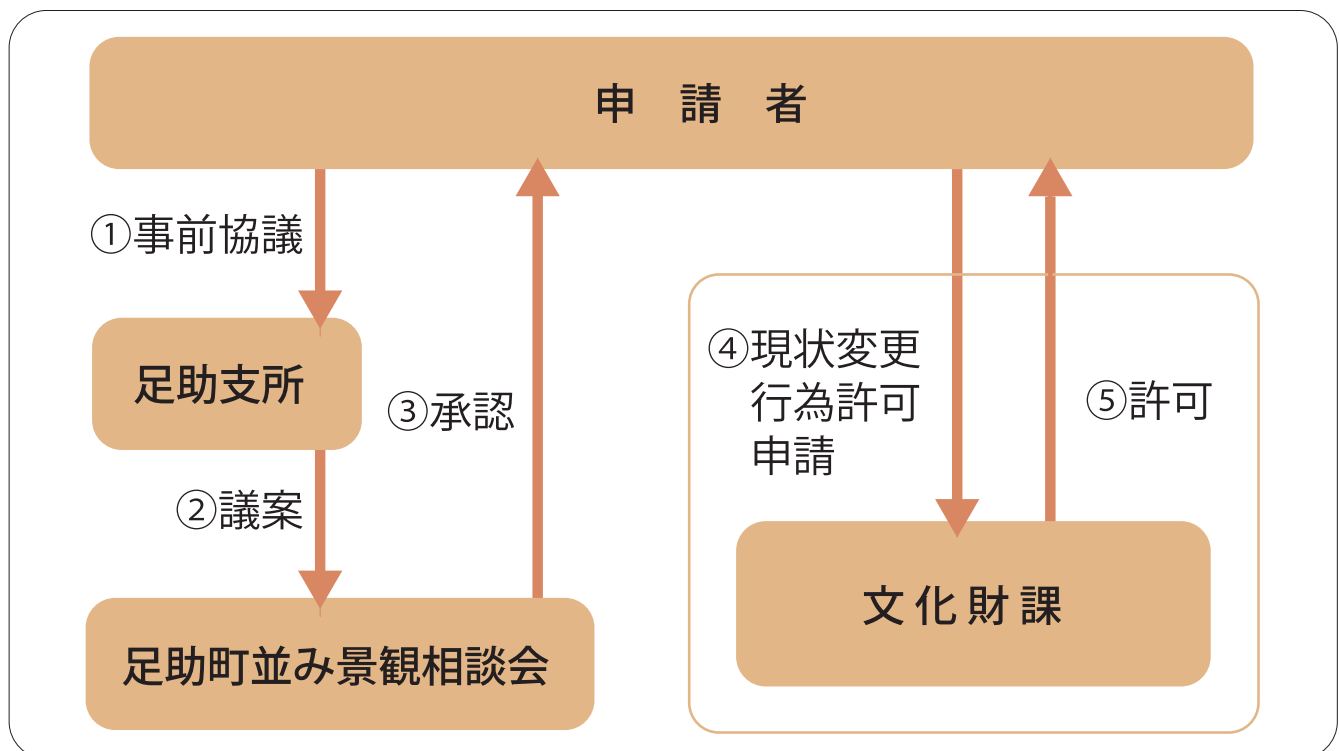
申請に必要な書類

- ・付近見取図
- ・敷地内配置図
- ・設計図及び設計仕様書
- ・その他市長が必要と認める書類

補助を受ける場合

補助金交付申請

- ・補助事業を行う場合に必要の手続きです。
 - ・必ず提出期限を守ってください。
- ※補助金交付申請に必要な書類は(P19)を参照してください。



用語解説

◆足助町並み景観相談会とは

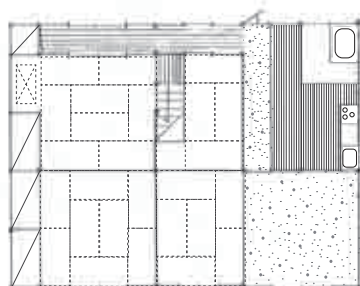
地元住民、足助商工会、足助観光協会、愛知県建築士事務所協会豊田支部、景観アドバイザーで組織され、伝建地区だけでなく足助町全体の景観について審議し、より良い景観となるようアドバイスをを行っています。

足助家のリフォームプラン

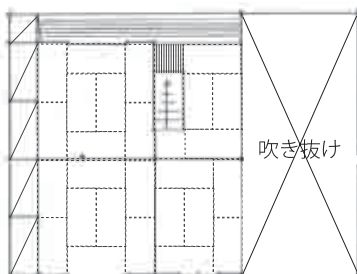
外観は昔の写真や建物の痕跡によって復原するとともに構造にも手をいれ、耐震性能を上げました。内装は3世代家族が暮らしやすいようにプランがたてられました。

リフォーム前

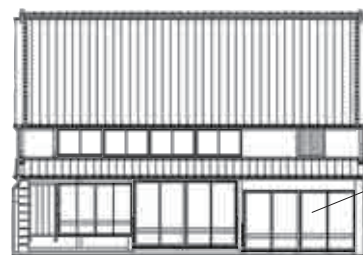
トイレ離れ



1F



2F



アルミサッシ

リフォーム後

階段に手摺がつくね。



1F

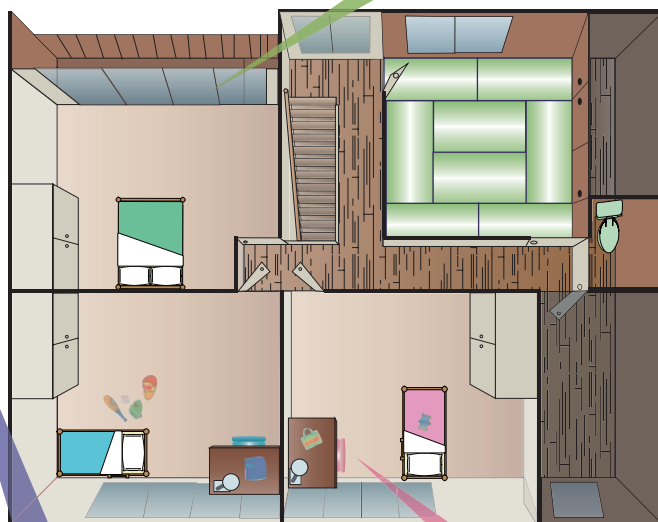
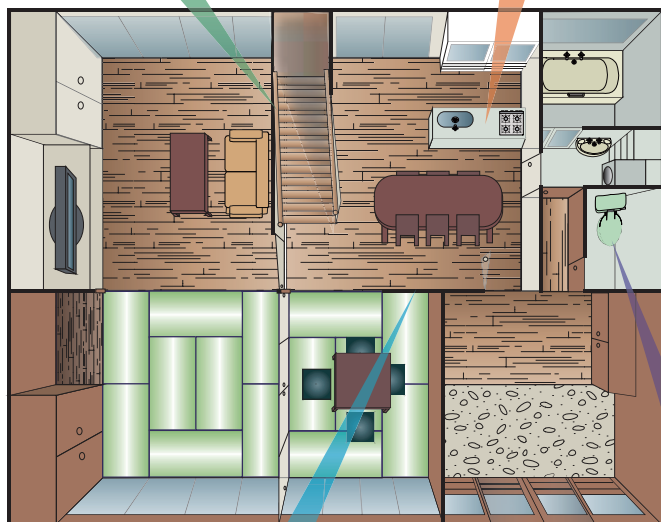
システムキッチンになるね。



街道からは見えない寝室では、大きな窓に変わり、部屋が明るくなるね。



2F



耐震性能もしっかりしてるね。



離れのトイレが家の中にできるね。

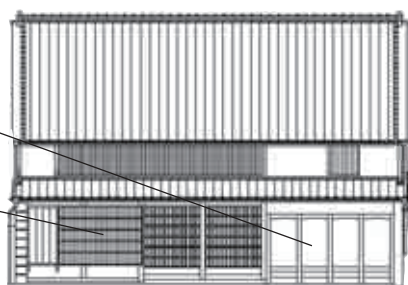


静かに勉強ができる自分の部屋だね。



昔の写真をもとにアルミサッシから木製建具に復原する

建物の調査により格子を復原する



子どものころに住んでいた家のようなだね。



- ・外観は格子を付けたり建具をアルミサッシから木製建具に復原
- ・耐震工事
- ・内装工事

工事・監理

業者選定

- ・工事業者を決めてください。
- ・伝統工法の工事ができる大工のいる業者に依頼してください。
- ・どの工事業者に頼んでいいかわからない場合は、足助商工会に相談してください。(無料)

工事発注

- ・現状変更行為許可決定通知が出てから契約・工事開始してください。

補助を受ける場合

- ・補助金交付決定通知が出てから契約・工事開始してください。通知前に工事を行った場合、補助対象になりません。
- ・発注は、補助金交付申請の内容に基づいて契約し、原則入札を行うなど適正な価格で契約してください。

変更のあるとき

次のようなときは、工事を中止し、変更の工事を行う前に変更の手続きを行ってください。

- ・設計の変更を行うとき。
- ・修理で新たな痕跡が発見されたとき。

変更手続き

- ・足助町並み景観相談会

- ・現状変更行為変更許可申請

申請に必要な書類

- ・付近見取図
- ・敷地内配置図
- ・設計図及び設計仕様書
- ・その他市長が必要と認める書類

補助を受ける場合

- ・補助金交付変更等決定通知が出てから変更分の工事を行ってください。通知前に工事を行った場合、補助対象になりません。

※補助金交付変更等承認申請に必要な書類は P19 を参照してください。

完了したとき

工事が完了したら完了届出書を提出してください。

完了届出書に必要な書類

- ・現場写真
- ・竣工図
- ・その他市長が必要と認める書類

補助を受ける場合

- ・工事業者に工事代金を支払った後で完了報告書を提出してください。
- ・補助金交付額確定通知書を発行後、補助金が交付されます。

※完了報告書に必要な書類は P19 を参照してください。

足助家の夢かなう

修理工事が無事に終わり、3世代同居の暮らしが始まりました。



修理事例



施工前



施工後

修理・修景・許可基準

修理・復旧基準

			修理・復旧基準（補助対象）
			修理基準：伝統的建造物の修理に係る基準 復旧基準：環境物件の整備に係る基準
建築物	位置／高さ／構造		伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。
	意匠 屋根／庇 建具／色彩		
	建築設備		空調室外機などの建築設備は原則、通り（注１）から見えない場所に設置する。やむなくこれが適わない場合には、足助の歴史的町並みの景観を損なわない配置、規模及び形状とし、目隠しや格子による囲いを施す等の修景を行う。
工作物	門・堀・垣等		伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。
	石造物等		伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。
	自動販売機等		
	駐車場		
土地の形質変更 空地			
木竹の伐採			
環境要素	樹木・庭園等		自然物については、原則として現状維持（樹勢回復を含む）又は同種による旧状の復旧とする。 その他の物件及び土地については、原則としてその位置・形質・形状・形態の維持又は復旧とする。
その他	共通事項		・復元的修理については、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の指導に基づくものとする。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市長が付加した条件に従うものとする。

注１）通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

修景・許可基準

			修景基準（補助対象）	許可基準
			保存地区区内で新築又は伝統的建造物以外の建造物の増改築等を行うに際し、推進すべき基準	保存地区区内で建築行為等を行うに際し、遵守すべき基準
敷地	規模及び形状		同右	既存の地形や建物配置を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
	壁面の位置		同右	通り（注１）に面する建築の壁面の位置は、周囲の伝統的建造物と合わせる。
建築物	構造等		原則、在来木造工法とすること。 街道（注２）に面する建築物は、街道に面して出入口を設けること。ただし、付属屋はこの限りではない。	足助の歴史的町並みを損なわない構造とする。
	屋根	高さ	同右	原則、高さは10m以下、主たる通り（注３）から2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和を図る。
		形式	同右	原則、切妻とする。
		勾配	同右	4．5から6寸勾配とし、周囲の伝統的建造物に合わせる。
		材料	原則、いぶし瓦とする。	原則、棧瓦葺とする。
		色彩	同右	原則、無彩色とし、明度4以下とする。
	庇（ひさし）		街道に面する庇は、いぶし瓦の棧瓦葺とする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	外壁		原則、漆喰塗り又は伝統的な板張りとする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	建具等		原則、通りに面する建具は木製とする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	外部土間（道路と建物の間の空地）		同右	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	樋		同右	原則、艶なしの黒色又は茶系色とする。ただし、銅製とする場合は、素地色とする。
	建築設備		同右	空調屋外機などの建築設備は原則、通りから見えない位置に設ける。やむを得ず見える位置に設ける場合は、木格子の囲いを設け、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。
工作物	屋外広告物		木製、銅製等伝統的な素材とし、足助の歴史的町並みに調和した規模、意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みに調和した規模、材質、意匠、色彩とする。 原則、自家用の広告板とし、一階底の上を除き設置しない。
	門・堀・垣根等	位置 規模	同右	周囲の伝統的建造物が形成する町並みの連続性、一体性を損なわないようにする。
		構造 意匠等	原則、木造とする。また、漆喰塗り、板張り等、伝統的な素材を用い、足助の歴史的町並みに調和した意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩とする。
	擁壁	位置 規模	同右	周囲の伝統的な石垣が形成する景観の連続性、一体性を損なわないようにする。
		構造 意匠等	原則、周囲の伝統的な石垣に倣った石積みとする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩等とする。
	石造物			足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠等とする。
	自動販売機等			木格子の囲いを設ける、周辺に調和した低彩度及び低明度の塗装を施す等、足助の歴史的町並みを損なわないための措置を施す。
	駐車場、車庫（屋根付駐車場）		通りに面して駐車場を設置する場合は、上記工作物の修景基準に倣った門、堀等を設けて車両を見えにくくする。 車庫は、上記の建築物の修景基準に従う。	通りに面して駐車場、車庫を設置する場合は、上記工作物の許可基準に倣い、門、堀、扉等を設けて車両を見えにくくする。
	土地の形質の変更			現況の地形を可能な限り活かし、行為後の状態が足助の歴史的町並みを損なわないようにする。
	木竹の伐採			伐採後の状態が、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。
環境要素	樹木・庭園等			足助の歴史的町並みの景観を損なわないようにする。
その他	共通事項		・増築の場合、既存部分が伝統的建造物であれば、その特徴を踏襲する。 ・建築物の一部を自動車車庫の用途に供する場合は、建築物の扱いに従う。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市長が付加した条件に従うものとする。	

注１）通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

注２）街道とは、図４に示す旧伊那街道及び明治中期に新たに敷設された新道を指す。

注３）主たる通りとは、主たる玄関に面する通りとする。

補助制度

補助率と補助限度額

	補助率	補助限度額
修理基準による修理	80%	5,000万円
修景基準による修景	60%	500万円



注意事項

- ①市税を滞納している場合、補助事業の申し込みができません。
- ②伝統的建造物にかかる補助を受けてから10年間経過していない建造物は原則、補助の対象とはなりません。
- ③過去に建造物に他の補助を受けている場合は、補助の対象とならないことがあります。
- ④建物や土地の所有が申請者と異なる場合、または、複数の所有者がいる場合には、すべての所有者の同意を得てください。
- ⑤同一棟の建物を複数の方で所有している場合、すべての所有者に、同意を得てください。
- ⑥補助金交付申請後に工事費の増加があった場合には、予算の状況等により希望に添えないことがあります。
- ⑦外観について許可基準を満たさない部分があり、その部分を修理・修景しない場合には、原則補助対象物件に選定されません。
- ⑧補助金交付申請書の作成にあたり、図面や設計書など専門的な図書の添付が必要となります。設計業務と工事監理業務を設計士に依頼してください。
- ⑨設計業務や工事監理委託業務についても補助の対象となりますが、補助金交付決定以降に契約を交わしたものが補助対象となります。
- ⑩伝統的建造物の修理は文化財的な修理を行いますので、参考のため昔の写真や文書などの貸与をお願いします。また、建造物の現地確認も行います。
- ⑪補助金交付申請書の締切日までに、申請書および添付書類を揃えて提出できない場合は、受付できません。
- ⑫補助金を受けて修理・修景を行った場合には、補助事業完了から10年間は改造や取り壊しができません。完成後に改造が発覚した場合には、補助金の返還もしくは、是正をしていただきます。
- ⑬補助事業は、年度をまたぐことができません。工事の期間は交付決定から原則2月末までに終了してください。
- ⑭交付決定日より前に工事を始めた場合には、補助対象になりません。
- ⑮事業完了時に、必要な書類が提出できない場合（例：工事写真の撮り忘れ）、補助金の交付ができません。
- ⑯申請内容と実状が異なる場合や虚偽の申請がわかった場合には補助金の返還もしくは、工事のやり直しをお願いします（他の伝建地区で工事やりなおしの例がありました）。申請時から変更する場合には、速やかに手続きをしてください。
- ⑰補助金は、完了報告書提出後に行う完了検査の結果をもって交付されます。
- ⑱工事期間中に相続や所有権の移転が発生すると補助金の交付に支障が発生する可能性があります。
- ⑲申請内容（図面などの工事内容）は、伝建審議会、足助町並み景観相談会で諮ることとなります。提出していただいた書類は会議での資料とさせていただきます。なお、委員には守秘義務があり情報は守られます。

補助を受ける場合に必要な書類

補助金交付申請

- ・付近見取図又は位置図
- ・配置図
- ・現況カラー写真
- ・設計図及び仕様書
- ・設計書又は見積書
- ・事業計画書
- ・所有者の同意書（所有者と申請者が異なる場合）
- ・現状変更行為許可申請の写し
- ・団体の場合は団体調書及び役員名簿
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金交付変更等承認申請

- ・交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- ・その他市長が必要と認める書類

完了報告書

- ・竣工図及び実施設計図書
- ・補助事業の実施を記録したカラー写真
- ・補助事業の実施に関する契約書等の写し又は費用の支払を証明する書類
- ・施工業者の事業完了届けの写し
- ・事業実績書
- ・その他市長が必要と認める書類



豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例

平成 22 年 9 月 30 日 条例第 52 号

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 143 条第 2 項の規定に基づき、本市における伝統的建造物群保存地区を定め、当該地区の保存のため現状変更の規制その他必要な措置を講ずることにより、伝統的な集落や町並みの景観を保存し、もって本市の文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (3) 伝統的建造物 伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物をいう。
- (4) 建造物 伝統的建造物及び伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物以外の建築物その他の工作物をいう。
- (5) 環境物件 伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件をいう。

（保存地区の決定）

第 3 条 市長は、本市の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）を決定することができる。

2 市長は、保存地区を決定しようとするときは、あらかじめ、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。（保存地区の決定の取消し）

第 4 条 市長は、保存地区が保存地区としての価値を失った場合その他特別の事由がある場合は、保存地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。（保存計画）

第 5 条 市長は、保存地区を決定したときは、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に係る基本計画に関する事項
- (2) 伝統的建造物及び環境物件の決定に関する事項
- (3) 建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 建造物及び環境物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 市長は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 市長は、保存計画を変更しようとするときは、あらかじめ、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。

5 第 3 項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。（現状変更行為の規制）

第 6 条 保存地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建造物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石の類の採取

(6) 水面の埋立て又は干拓

(7) 前各号に掲げるもののほか、保存地区の保存に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定める行為

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる建造物（建築物以外の工作物に限る。以下この号において同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア仮設の建造物

イ水道管、下水道管、井戸その他これらに類する建造物で地下に設けるもの

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ森林病虫害等の防除のための木竹の伐採

エ自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ仮植した木竹の伐採

(4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(5) 愛知県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

(6) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

ア建造物（第 2 号アに掲げるものを除く。）の新築、改築、増築、移転又は除却

イ用排水施設又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が 3 メートルを超える林道の設置

ウ宅地の造成又は土地の開墾

エ森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

3 市長は、第 1 項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第 7 条 市長は、次に掲げる基準に適合しないものについては、前条第 1 項の許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における移築を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）については、移転後の当該伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建造物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 伝統的建造物以外の建造物の移転については、移転後の当該建造物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 伝統的建造物以外の建造物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第 1 項第 3 号から第 6 号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（国の機関等に関する特例）

第 8 条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第 6 条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

（許可及び協議の特例）

第 9 条 次に掲げる行為については、第 6 条第 1 項及び前条の規定は、適用しない。この場合において、第 6 条第 1 項の許可又は前条の規定による協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(2) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に規定する林地荒廃防止施設の災害復旧事業の施行に係る行為

(6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に規定する林地荒廃防止施設の災害復旧事業の施行に係る行為

(7) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕又は災害復旧に係る行為

(8) 信号機等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

(9) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業又は愛知県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(10) 法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(12) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(13) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による電気通信事業の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。）及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(14) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(15) 有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 18 号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為

(16) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(17) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（許可の取消し等）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第 6 条第 1 項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転、除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(2) 第 6 条第 3 項の規定により許可に付した条件に違反している者

(3) 詐欺その他不正な手段により、第 6 条第 1 項の許可を受けた者

- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、この条例の規定又はこれに基づく処分に違反している者
- 2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴き、かつ、当該処分の名あて人となるべき者について豊田市政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。
- (経費の補助等)
- 第 11 条 市長は、建造物及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建造物及び当該環境物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。
- (豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置等)
- 第 12 条 市長は、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議させるため、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、同項に規定する事項について、市長に意見を申し述べることができる。
- 3 審議会は、委員 15 人以上をもって組織する。
- 4 特別な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 5 委員及び臨時委員は、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議の終了と同時に解任されるものとする。
- 9 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 10 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (委任)
- 第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- (罰則)
- 第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 6 条第 1 項の許可を受けないで同項第 1 号から第 6 号までに掲げる行為をした者
- (2) 第 10 条第 1 項の規定による命令に違反した者
- 附 則
この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 23 年 9 月 29 日条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 57 号抄）
(施行期日)
1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 11 この条例の施行前に附則第 2 項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づいて市長がした許可その他の行為とみなす。

豊田市伝統的建造物群保存地区保存規則

令和 2 年 3 月 31 日 規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 22 年条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項、第 8 条及び第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現状変更行為許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地内配置図
- (3) 設計図及び設計仕様書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の可否の決定)

第 3 条 市長は、前条の規定により許可の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可の決定をしたときは現状変更行為／許可／変更許可／決定通知書（様式第 2 号。以下「許可決定通知書」という。）により、不許可の決定をしたときは現状変更行為不許可決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知しなければならない。

(許可の変更)

第 4 条 前条の規定により許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、許可決定通知書に記載された事項を変更しようとするときは、現状変更行為変更許可申請書（様式第 4 号）に第 2 条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により変更許可の申請があった場合においては、前条の規定を準用する。

(完了の届出等)

第 5 条 行為者は、許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為／完了／中止／届出書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 許可に係る行為を完了し、又は中止した後の現場写真
- (2) 竣工図（許可に係る行為を完了した場合に限る。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(条例第 6 条第 1 項第 7 号の規則で定める行為)

第 6 条 条例第 6 条第 1 項第 7 号の保存地区の保存に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定める行為は、建造物（条例第 2 条第 4 号に規定する建造物をいう。以下同じ。）に係る附属設備の取付け又は取替え（建造物の内部

における取付け又は取替えを除く。）とする。

(国の機関等による協議の申出)

第 7 条 条例第 8 条の規定により協議しようとする国の機関等（同条に規定する国の機関等をいう。）は、現状変更行為協議申出書（様式第 6 号）に第 2 条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(現状変更行為の通知)

第 8 条 条例第 9 条の規定により通知しようとする者は、現状変更行為通知書（様式第 7 号）に第 2 条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第 9 条 市長は、条例第 10 条第 1 項の規定により許可を取り消したときは、現状変更行為許可取消通知書（様式第 8 号）により行為者に通知するものとする。

(会長及び副会長)

第 10 条 豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）

に会長及び副会長を 1 人ずつ置く。

2 会長は委員の互選により決定し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 11 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初にかれる会議については、市長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の特例)

第 13 条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、第 11 条第 3 項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第 4 項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「会議への出席」とあるのは「審議への参加」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、美術・博物館文化財課において処理する。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に豊田市伝統的建造物群保存地区保存規則を廃止する規則（令和 2 年教育委員会規則第 7 号）による廃止前の豊田市伝統的建造物群保存地区保存規則（平成 22 年教育委員会規則第 6 号）の規定により教育委員会がした処分、手続その他の行為又は教育委員会に対してした申請、届出その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定により市長がしたもの又は市長に対してしたものとみなす。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日規則第 120 号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 4 号から様式第 7 号までの改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 11 条の改正規定及び第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に 1 条を加える改正規定による改正後の豊田市伝統的建造物群保存地区保存規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 22 年条例第 52 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づく補助金の交付に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和 45 年規則第 34 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 伝統的建造物 伝統的建造物群保存地区内（以下「保存地区内」という。）における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物をいう。

(2) 建造物 伝統的建造物及び保存地区内における伝統的建造物以外の建築物その他の工作物をいう。

(3) 環境物件 保存地区内における伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため特に必要と認められる物件をいう。

(4) 修理 豊田市足助伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）に定められた修理基準に基づいて行われる伝統的建造物の保存のための行為（必要に応じた耐震対策工事を含む）をいう。

(5) 修景 歴史的環境を高めるために特に重要な場所において、保存計画に定められた修景基準に基づいて行われる伝統的建造物以外の建築物に係る行為をいう。

(6) 復旧 保存計画で特定している環境物件を復旧する行為をいう。

- (7) 管理 保存地区内の環境整備及び防災施設、標識、説明板等の施設設備の設置その他伝統的建造物群保存地区の保存のために行われる行為をいう。
- (8) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り及び外部に面する建具等をいう。ただし、修理の場合にあっては、屋根及び外壁にこれらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等の主たる構造物及び下地を含むものとし、修景の場合にあっては、屋根及び外壁に下地を含むものとする。
- (9) 構造耐力上主要な部分 基礎、土台、床組、壁及び軸組（内部表面仕上げを除く。）、柱、筋かい及び火打ち材、小屋組、横架材（はり、けた等）その他これらに類する構造耐力上必要なものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、保存地区内における建造物及び環境物件（以下「建造物等」という。）の修理、修景、復旧又は管理（以下「修理等」という。）に係る費用の一部を補助することにより、当該建造物等の保存を図り、もって、本市の文化の向上に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、保存地区内における土地、建造物又は環境物件の所有者等で保存計画に基づいてその修理等を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当する者は補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (3) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者
- (5) その役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいると認められる法人又団体

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 市からこの要綱に基づく補助金その他の補助（次に掲げる補助金その他の補助を除く。）を受けていない建造物等の修理等。
 - ア 豊田市木造住宅耐震改修費補助金（伝統的建造物以外の建造物に係るものに限る。）
 - イ 豊田市山村地域等空き家再生事業補助金（当該補助金の対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）
 - ウ 豊田市山村地域等定住応援補助金（当該補助金を受給した者が居住する建築物の修理等を対象とする場合に限る。）
 - エ 豊田市すこやか住宅リフォーム助成金（当該補助金を受給した者が居住する建築物の修理等を対象とする場合で、補助対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）
- オ（仮称）足助地区空き家店舗活用補助金（当該補助金の対象経費が別表に掲げる補助対象経費でないものに限る。）

- (2) 市からこの要綱に基づく補助金の交付を受けた建造物等で、第17条に規定する維持管理の義務期間を経過したものの修理等
- 2 市からこの要綱に基づく補助金の交付を受けた建造物等が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の災害等により被害を受けた場合には、前項第2号の規定にかかわらず、当該被害を受けた建造物等の修理等を補助事業とする。この場合において、第14条第4号の規定は適用しない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、工事費、設計費及び工事管理費とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる上限額を限度とする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(国庫補助金の上乗せ)

第8条 災害復旧に係る補助事業に対する国庫補助金については、この要綱に基づく補助金に上乗せして交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する日の60日前までに、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図又は位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況のカラー写真
- (4) 設計図及び仕様書
- (5) 設計書又は見積書
- (6) 事業計画書（様式第2号）
- (7) 所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）
- (8) 現状変更行為許可／許可変更／申請書の写し
- (9) 団体調査及び役員名簿（申請書が団体の場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会（条例第12条第1項に規定する審議会をいう。）の意見を聴いた上で、交付申請書の提出期限を変更することができる。

3 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容

を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(事業内容の変更等)

第11条 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとする申請者は、あらかじめ市長に豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業変更等承認申請書（様式第4号。以下「変更等承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更等承認申請書には、第9条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

3 市長は、変更等承認申請書が提出されたときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは前条第1項の決定を変更し、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により決定を変更した場合は、併せて前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

5 第1項及び第3項の規定は、補助事業を中止する場合に準用する。

(完了報告書)

第12条 申請者は、補助事業が完了（中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い期日までに、豊田市伝統的建造物群保存地区補助事業完了等報告書（様式第6号。以下「完了等報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図及び実施設計図書
- (2) 補助事業を記録したカラー写真
- (3) 契約書の写し
- (4) 領収証その他の費用の支払を証明する書類
- (5) 施工業者の事業完了届の写し
- (6) 事業実績書（様式第7号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の完了報告書の提出に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により完了等報告書が提出されたときは、完了検査を実施し、補助事業の実施結果が第10条の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の完了の日から起算して10年以内に当該補助事業に係る建造物等の改造、取壊し等を行ったとき。
- (5) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金返還通知書（様式第10号）により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(維持管理義務)

第17条 申請者及び補助事業に係る建造物等の所有者は、補助事業の完了の日から起算して10年の間、当該建造物等の適正な維持管理に努めなければならない。

(書類の保管)

第18条 申請者は、補助事業に関する書類を整理し、補助事業の完了の日から起算して10年の間、これを保管しておかなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条及び第7条関係）

補助対象経費、補助率及び上限額

事業の種類	補助対象経費	補助率	上限額
伝統的建造物の修理	外観及び構造耐力上主要な部分を修理基準により修理する際に要する経費	8 / 10	5,000 万円
保存地区内の管理	保存地区内の管理に要する経費	8 / 10	100 万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	外観を修景基準により修景する際に要する経費	6 / 10	500 万円
環境物件の復旧	樹木等を復旧するのに要する経費	8 / 10	100 万円

詳しい資料は

下記の資料は豊田市のホームページからダウンロードできます。

豊田市ホームページアドレス（<http://www.city.toyota.aichi.jp/>）

豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例

豊田市伝統的建造物群保存地区保存規則

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

足助伝統的建造物群保存地区（概要版）

各種申請書様式

・現状変更行為に関する様式

・補助金交付に関する様式

足助伝建ガイドライン

令和6年4月改定

編集 伝建ガイドライン作成委員会

豊田市美術・博物部文化財課足助分室

発行 豊田市

〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26-2（文化財課足助分室）

TEL 0565-62-0609

E-mail: bunkazai-asukebunshitsu@city.toyota.aichi.jp

